ラオスの独裁体制と地方 ー中央集権と地方分権のバランスー

アジア経済研究所 動向分析研究グループ長 山田 紀彦

ラオス人民革命党は 1975 年の体制樹立以来、中央・地方間関係の構築に苦慮してきた。マルクス・レーニン主義を党是とする党は 50 年近く一党独裁体制を維持している。しかしラオスは歴史的に地方の自律性が高く、中央による地方への統制は常に大きな課題であった。これまでの行政史を振り返ると、党指導部は国内外の政治・経済的文脈の変化に適応しながら中央集権と地方分権のバランスを繰り返し調整してきた。それは今日でも変わっておらず、2025 年 3 月に行われる憲法改正でも地方行政制度の変更が予定されている。本稿では 1975 年以降の中央・地方間関係の変遷を跡付け、これまでの党の試行錯誤について論じていく。

1 自律性が高い地方

ラオスは歴史的に地方の自律性が高い。もともと 東南アジア大陸部には「ムアン」と呼ばれる自律 的な政治的領域がいくつも存在し、緩い集合体と して「国」が成り立っていた(石井 1999)。小さな 「ムアン」は大きく力のある「ムアン」といくつも 朝貢関係を結ぶことで、自らの領域を維持した。ム アン同士の力関係は常に変化するため、各領域も伸 縮を繰り返した。つまり「ムアン」の境界は曖昧で あり、現在の国境のように明確に定まっていたわけ ではない。ラオスの起源であり1353年に誕生した ランサン王国も、その内実は大小いくつもの「ムア ン」によって構成される「マンダラ型国家」であっ た (Wolters 1982)。18世紀になるとランサン王国 は3つに分裂し、それぞれに王家が存在した。それ により地域的忠誠が強まり、今日でも続く地域主義 の要因となっている。

地方の自律性の高さはフランス植民地時代も続いた。フランスは行政首都ビエンチャンに仏人理事長官を、各県には仏人理事官を置き (Stuart-Fox 1997: 30)、地域ごとに異なる統治を行った。また実質的統治にはベトナム人官吏が登用され、末端行政級では伝統的統治構造が維持された。フランス

は多くのヨーロッパ宗主国が植民地で行ったような 官僚制度や教育制度をラオスで整備しなかった。し たがってフランス植民地時代のラオスでは、ナショ ナリズムや国民意識がほとんど育たなかったといわ れている(古田 1991: 304-310: 山田 2003: 154)。

地方の自律性は、1950年代前半にフランスから 独立した統一ラオス王国と革命勢力パテート・ラ オーによる内戦時代に拍車がかかった。道路や通 信インフラが未整備であったため、どちらの勢力 も物理的に地方に対して統制を強めることができ ず、地方の軍事司令官たちは高い自律性を保持した (Stuart-Fox 1986: 79: 1997: 161)。内戦は 1973 年の 和平協定により両勢力が暫定連合政府と国家政治諮 問評議会を構築したことで一旦は収束した。後者は 革命勢力が支配する政府と同等の機関である。軍事 的にも政治的にも優位な状況にあったパテート・ラ オは1974年、同評議会を通じて王国政府下で設置 されていなかった地方議会(人民議会)の設立と、 選挙の実施を決定した (KTKLT 1974: 11)。1975 年5月から革命勢力が大衆を動員して各県で行政 権力を掌握すると、ラオス人民革命党²の最高意思 決定機関である政治局が直接選挙実施を指示した (KKSP 1975a; 1975b)。当時、党の存在は隠されて

¹ パテート・ラオはラオス語で「ラオス国家」を意味し、王国政府と革命闘争を戦った勢力の総称である。当時、同勢力には共産主義勢力以外にもさまざまなグループがいた。

² 1955年3月22日にラオス人民党として設立され、1972年に現名称に改称された。

おりパテート・ラオを秘密裏に率いていたのである。 1975年11月に実施された地方議会選挙は、パテート・ラオの全国的な権力掌握を正当化するとともに、内戦終結後の地方分権的な行政制度を規定した。県、郡、タセーンと村以外の地方行政級で議会選挙が行われ³、各地域で革命勢力による行政機関(人民行政委員会)が正式に誕生したのである。選挙はパテート・ラオ主導で行われたため、反革命勢力は出馬すらできず彼らの勝利は確実であった。そして選出された県議会議員の一部が12月に開催された全国人民代表者大会に参加し、王政の廃止と人民民主共和国の樹立を承認した⁴。つまり党は地方議会選挙を活用し、地方と中央で2段階の手続きを経て社会主義体制への転換を実現したといえる(山田2024a: 59-61)。

表舞台に登場した人民革命党は、地方人民議会と 行政委員会を抱えたまま一党独裁体制を開始した。 本来、選挙や議会は民主主義体制に備わる政治制度 であり独裁体制には必要ない。とはいえ自らの権力 奪取を正当化した地方議会制度を即座に廃止するわ けにはいかなかったのである。

2 建国後の地域別管理体制

歴史的な地方の自律性の高さや体制転換時の党の 戦略などもあり、新体制下では地域の主体性が強い 行政制度が確立した。地方行政級は県-郡-タセー ン-村の4つに分かれ、村以外に議会と行政委員会 が設置された⁵。同委員会の下にはセクター組織が 置かれ、中央の省はこれらの機関に対して専門分野 に関する指導のみ行うことになった。つまり地方セ クター組織は中央の省とも連携する一方で、地方人 民行政委員会の管理を強く受ける。これは旧ソ連の 地方制度の組織原理で「地域別管理制度」と呼ば れ、全国統一的な行政管理と地方自治を同時に確 保することを目的としている(稲子 1964: 29-30; 瀬 戸 2005: 73)。

とはいえ党は国家行政機関を管理するため、すべ

ての行政級に党組織を設置した。たとえば県には県 党執行委員会、郡には郡党執行委員会などが置かれ、 各級の党書記が行政首長や国家機関を指導・管理す ることとなった。そうすることで党の路線が全国統 一的に実施される仕組みを整えたのである。これは 現在でも変わってない(後述の図を参照)。また党 はすべての国家機関の内部にも党組織を設立した。 つまり党が国家行政機関を内側と外側から指導・管 理する体制が構築されたことになる。

ただし組織を設置しただけで中央が地方を統制で きるわけではなく、人的配置が鍵となる。特に通信 や道路インフラが未整備な状況では、中央が地方を 物理的に管理することも難しく、制度も構築途上で あればなおさら「人治」に頼らなければならない。 なかでも地方最上位の県の人事は、党中央による地 方への統制にとって重要な意味をもつ。当然、中央 に権力基盤があり党中央への忠誠度が高い中央執行 委員が県党執行委員会書記(以下、県党書記)や人 民行政委員長を兼任すれば、中央は地方を効果的に 管理できる。現在はすべての県党書記や県知事(後 述するように 1991 年に人民行政委員長から県知事 に制度変更)を党中央執行委員(予備委員を含む) が兼任している。それに対し1976年当時は、同委 員を兼任しない地方の人材が数多く登用された。人 民行政委員長については党中央執行委員の兼任は1 人もいなかった (Yamada 2018: 14-15)。県の主要 幹部は中央と結びつきが弱い人材が大半を占めてい たのである (Stuart-Fox 1986: 131)。この背景には 内戦中、パテート・ラオが山岳農村地域を拠点とし、 地方有力者に依存していたことがあった。中央執行 委員でなくても当時の県党書記や人民行政委員長の 多くが、地方の党幹部であったことには違いない。 しかし彼らの権力基盤が地方にあるならば、中央よ りも地方の利害を優先し、中央の統制は効きにくく なる。

³ すべての郡やタセーンで選挙が実施されなかったことは、筆者による当時の党幹部への聞き取り調査で明らかになっている。例えば2018年4月9日のチャンパーサック県ポントーン郡,4月10日の同県パクセー郡などでの聞き取りである。

⁴ 大会には県議会議員のほか、革命勢力や彼らに近い中立派などから合計264人が参加した (SVSHS 2010: 194)。

⁵ 議会が設置されていない郡やタセーンがあったことは筆者が $2016 \sim 2018$ 年にかけて各県で行った当時の党幹部への聞き取り調査で確認している。

3 中央集権体制への転換

党は1991年8月に建国後初の憲法を制定した際、このような地方分権的制度を中央集権体制に転換した。1980年代後半に起きた3つの出来事がそれを後押ししたといえる(山田2024a)。

第1は、市場経済化である。ラオスは1979年か ら市場経済原理の一部を導入し、社会主義経済体制 からの転換を図った。生産手段の国有化や農業集団 化が機能せず、経済悪化を招き政治問題化していた のである。党は1980年代中盤以降、市場経済への 移行を本格化させるため、中央管理を原則としつつ も地方の主体性向上を目的に地方議会の権威と役割 を高めようとした。そして規制緩和とともに経済 権限の地方への移譲を進めた。1980年代後半にな ると各県は独自に賃金、税率、為替などを設定し、 財政的にもこれまで以上に大きな自律性を有する ようになった (Funch 1993: 142-143; Keuleers and Sibounheuang 1999: 203-206)。結果的に、中央管理 の下で全国統一的に市場経済化を進めたい党の意図 とは反する状況が生まれたのである。したがって党 指導部は経済権限を中央に取り戻す必要に迫られ た。

第2は、1988年の地方議会選挙の結果が想定外 となったことである。ラオスは一党独裁体制である ため、法的資格があっても人々が自由に選挙に立候 補することができない。当然、候補者は党や関連 組織から認められた人材である。しかし1988年に 行われた郡と県の人民議会選挙では、党の中核幹 部の多くが落選するだけでなく、有権者の要望に よって一部候補者が選挙前に交代せざるを得ない 事態となった (*Pasaxon*, July 14, August 10, 1988; Siho 1989)。党が選挙を統制できなかったのである。 これは一党独裁体制にとって前代未聞の出来事だ が、その時点で体制に脅威を及ぼすほどの問題とは 認識されていなかった。当時作成中であった憲法草 案でも地方議会に関する条項は残されていた。しか しその後に起きた国内外の政治変化により、選挙結 果は次第に大きな意味をもつようになった。

それが第3の社会主義圏における民主化である。1989年6月に中国で天安門事件が起きた。そして9月のポーランドを皮切りに、東欧では次々に非共産党政権が誕生した。1990年5月には東欧でラオス人留学生が祖国の民主化を求めるデモを行い(Stuart-Fox 1996: 215; 1997: 201)、6月にはラオス国内でも党員や知識人のグループが複数政党制への移行を訴えた(Baird 2018: 13-14; Stuart-Fox 1996: 191)。またソ連では1990年2月に複数政党制が導入され、翌月に行われた地方議会選挙では全代議員の8割を新しい政党の候補者が占めた(高田1991: 19-20)。その後ソ連の解体は徐々に進んでいった。

以上の国内外の変化により、党は想定外の結果 だった地方議会選挙を体制への脅威と認識するよう になり、中央集権体制への転換を図ったのである。 制定された憲法ではタセーンが廃止となり、地方行 政級が4級から3級に削減された。これは日本の本 州ほどの規模の国に地方行政級が4級と多く、人員 や財政面での効率化や簡素化を目的としていた。そ して地方議会も廃止となり、中央が県知事と郡長を 任命する首長制が導入された。それに伴い地方人 民行政委員会に帰属していたセクター組織は中央の 省直轄の出先機関となった。これは「地域別管理体 制」から「部門別管理体制」への転換を意味する。 つまり党が目指していた中央集権体制がようやく確 立したことになる。先述のように地方議会選挙は党 の権力獲得にとって重要な役割を果たしたため、同 制度を廃止するには党の正当性を損なわない合理的 な理由が必要であった。党は建国後初の憲法制定と いう機会を巧みに活用したのである。

中央集権体制の確立以降、党指導部はそれを補完するように人的にも中央による地方への統制を強めた。1980年代から党中央執行委員会が拡大するのに伴って⁷、同委員による県党書記や人民行政委員長/県知事の兼任も徐々に増えていった。新たに委員となった中央の人材を地方に派遣するだけでなく、県党書記や知事に就いた地方の人材を中央執

⁶ 村長は村民の直接選挙によって選出される制度が維持された。ラオスの村長選挙については山田(2023)を参照されたい。

^{7 1982}年の第3回党大会で党中央執行委員会正委員は21人から49人に、1986年の第4回党大会では51人、1991年の第5回党大会では55人と徐々に増加したが、1996年の第6回党大会では49人に減少した。しかし2001年の第7回党大会では再び増加して53人となり、それ以降も2006年の第8回党大会で56人、2011年の第9回党大会で61人、2016年の第10回党大会で69人、そして2021年の第11回党大会では71人となった(山田 2002; 2012; 2017; 2021)。

行委員会に取り込んでいったのである。その傾向は1990年代も続き、2001年には18都・県のすべての党書記・知事が党中央執行委員の兼任となった(山田 2011:67)⁸。党は制度とともに人的にも中央集権を達成したといえる。

4 中央集権体制下の中央・地方関係

1991年憲法によりラオスは地域別管理体制から部門別管理体制へと転換を遂げたが、それは多くの行政機関に混乱をもたらした。

そこで党政治局は1993年5月に決議21号を公布し、地方党委員会、中央省庁、地方行政首長の役割や3者の関係を規定した(PPPLKKMSKP 1993)。要約すると以下のようになる。地方党委員会は党の路線を実施するための全体方針を定め、管轄内にある党・国家機関を指導・管理する。中央の大臣は地方出先機関の組織形態、予算、人員配置を決定し、専門分野についても指導を行う。一方首長は地方行政機関のトップとして、また政府や省の大臣を代表して地方において党・国家の方針を実施し、省の出先機関職員を管理するとともにセクター間の調整を行う。

計画作成と人事における3者の関係性を具体的にみよう。ラオスでは毎年、経済・社会開発計画がボトムアップで作成される。例えば郡の各セクター組織は自らの計画を作成し、郡計画・投資事務所とともに県セクター組織に送る。郡計画・投資事務所は郡長の指導の下、各セクター組織の計画を調整しながら郡全体計画を作成し、党委員会や郡長の承認後に県計画・投資局に提出する。県の各セクター組織は各郡のライン組織からあがってきた計画に基づき自らの計画を作成し、県計画・投資局は県知事の指導の下、県の各セクター組織と各郡の計画を調整しながら県全体計画を作成し、党委員会と知事の承認後に中央の計画・投資省に提出する。各省は地方から上がってきた計画を基にセクターの国家計画を作成し、計画・投資

省に送る。計画・投資省は各県と省の計画を調整し 国家計画にまとめ、国会の承認を得る。

一方、地方セクター組織の主要役職者⁹の人事権は大臣が有している。ただし人事の際は地方党委員会や首長と調整を行い、同意を得ることが求められる。当然、中央も地方も自らの人材を登用したいと考える。特に地方にとっては地域の実情を把握している人物が望ましい。部門別管理体制下の県財務局人事を調査した瀬戸(2005)は¹⁰、省と県の折衝によって中央の人材が派遣されるだけでなく、県の要望が認められていたことを明らかにした。つまり中央の省と地方行政の間の調整は機能していたといえる。

まとめれば、セクターを中心とする縦割り行政を 基本としながら、地方党委員会や行政が管理・調整 機能を保持する原則といえる。

とはいえすべてが円滑だったわけではなく、当時、 地方行政を管轄していた首相府行政・公務員管理庁 (現内務省)は大きく3つの問題を指摘していた10。 第1は情報共有の問題である。3者間で協調して調 整を行うには計画や問題に関する情報共有が必要で あるが、地方が把握しないプロジェクトを中央が地 方で実施することもあった。第2は問題への対応で ある。地方行政首長は管轄内で起きた問題解決にセ クター組織を活用したいが、直接の命令権は中央の 省にあるため対応が遅れる場合があった。一方でセ クター組織が地方首長の指導を強く受け、中央の省 の統制が効かない事例もみられた。つまり地方の出 先機関は自らの利害を考慮し、部門と地域の間で巧 みに行動していたといえる。第3は地方の自主性が 育たないことである。人事や予算権を中央の省が 握っているため、地方セクター組織は基本的に中央 に依存する傾向にあった。

党は各アクター間の調整が働くことを前提に、部門別管理による中央集権体制を構築したが、人事を除き想定どおりに機能しているとは言い難かった。

⁸ 当時、現在の首都ビエンチャンはビエンチャン特別市、サイソムブーン県はサイソムブーン特別区と呼ばれていたが、現在の名称に合わせて18都・県とした。

⁹ 県ではセクターの局長や副局長、郡では同事務所長や副所長、また班長を指す。

¹⁰ 瀬戸(2005)は財務部としているが本稿では県セクター組織を表すラオス語のphanaekを局と訳し、財務局とした。

¹¹ 筆者は2007年1月から2008年4月まで首相府行政・公務員管理庁地方行政局で国際協力機構(JICA)個別専門家として地方行政制度改革支援に従事しており、3つの問題点はその当時に局内で議論されていたことである。

5 再度の地方分権化

中央集権化を図った党であったが、1990年代後 半にはすでに地方分権化及び政治参加拡大の議論が 浮上した。その背景には大きく2つの理由があった。

ひとつは経済的理由である。党は地方の主体性を 向上させ経済開発を進めることで、貧困を脱却する という目標を打ち立てた。貧困脱却は体制樹立以来 の目標であったが、市場経済化による経済発展が 進むと、達成可能な具体的目標として認識される ようになった。1996年には2020年までに貧困を脱 却すると具体的な期限が定められた。そして2000 年になると政府が「県を戦略単位に、郡を計画・ 予算単位に、村を執行単位に建設する」との方針 を示し、地方を主体とした経済開発を本格化した (SNLKKPTT 2001)。

もうひとつは政治的理由である。1997年に発生したアジア通貨危機が翌年にラオス経済を直撃したことで、通貨キープは1999年にかけて大幅に下落し、対米ドルでは通貨価値が10分の1以下となった。消費者物価指数上昇率は1999年に120パーセントを超えた。これには政府が通貨危機の最中にインフラ整備や貧困削減のための財政支出を続け、マネーサプライが増大したことも影響した(山田2024b:45)。失策である。そして経済悪化により生活苦に陥った教師や学生のグループが同年10月に民主化を訴えデモを行った。彼らはすぐに当局に包囲されたためデモが社会に波及することはなかったが、党指導部に政治改革の必要性を認識させたといえる。

地方の主体性を向上し政治参加を拡大するには議会の設置が不可欠だが、党はまず国会や国会議員の役割向上という手段をとった。2000年代に入ると党内で地方議会復活が検討されたものの、中央集権体制を維持したい党は実現に踏み切れなかったのである。そこで2005年、国会にホットラインと不服申立制度が構築された。前者は国会会期中に設置される専用電話回線、ファックス、Eメールアドレスを通じて国民が意見や不満を国会に伝達できる制度である。国民の意見は内容に応じて行政機関が対応するか、何らかの回答が示される(山田 2013)。後

者は国民が行政や司法の判断に不服な場合、国会に 申し立てを行える制度である。国会は行政や司法の 決定が公正か否かのみを判断し、否とした場合は当 該機関に決定を差し戻す(山田 2015)。このような 民意の吸収と不満緩和を目的とした制度を導入する ことで、有効な統治を行う狙いがあったのだろう。

一方の国会議員は地方議会の代替的な役割を果たした。国会議員の一部が地方の国会事務所に常駐し、住民の陳情に対応するようになった。また国会議員は自身の選挙区である県の開発計画や予算計画に意見を述べ、地方行政を監督する権限も付与された。通常であればこれらは地方議会が有する機能である(山田 2024a: 65-66)。

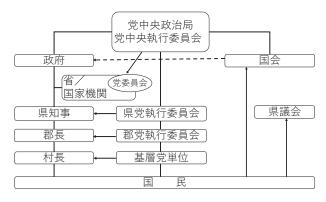
しかし 2000 年代中盤からラオス経済が年率 8% 前後の成長を 10 年近く遂げると、各県の経済開発 状況が多様化し、国会や国会議員が各地方のすべて の問題に対応するには限界が生じた。また経済発展 に伴い汚職が蔓延したことで、地方行政への監督強 化も必要になった。地方議会の設置はもはや避けら れなかった。

2015年12月、憲法が改正され県と郡での議会 設置が可能となった。そして翌年に県人民議会が 再び設立された。国会説明では、人民による代表 を通じた国家や経済・社会管理、民主的権利の促 進、人民の主体的な経済開発や貧困削減への参 加、地方における国家権力の分割と責任分担の明確 化、議会を通じた地方国家権力の監督などが議会復 活の目的だとされた(山田 2017: 125-126; Pasaxon Socio-Economic, December 10, 2015; Vientiane Times [On Line], December 11, 2015)。1991年には 地方分権が体制への脅威となり中央集権化が図られ た。2015年になると国内の政治・経済的文脈が変化し、 地方分権の必要性から地方議会が復活したのである。 図は現在のラオスの統治メカニズムを示している。

県人民議会設置に伴い多くの権限が中央から移譲された。県の経済・社会開発や予算計画案、セクター組織の設立や廃止に関する提案の審議・承認、県知事・副知事の選出や罷免、セクターの長、郡・市長¹²、副郡長・副市長の任命・異動・罷免などの

¹² 市は郡級の行政級であり、現在は3カ所(ルアンパバーン県ルアンパバーン市、サワンナケート県カイソーン・ポムヴィハーン市、チャンパーサック県パクセー市)しかない。

図 ラオスの統治メカニズム



(出所) 筆者作成。

審議・承認権に加え、県内の行政・司法機関への質 疑権や歳入・歳出の監査権も議会に付与された(山 田 2017: 127-128)。そして県人民議会にもホットラ インや不服申立制度が設置され、地域の問題は当該 地域で対応するようになった。

しかし人事や組織について県が自由裁量権を得たわけではない。県知事は県党書記が原則兼任するため実質的な人事権は党政治局にある¹³。セクター組織の設立や廃止も中央の省との調整が必要になる。とはいえセクター組織の人事については地方の権限が強まり、ほぼ地域の人材が登用されるようになった。つまり 2015 年以降は、地域を中心とする行政を基本としながら、中央の党や省による管理・調整を行う原則に変化したのである。

6 中央と地方の調整と末端の管理という課題

2015年に構築された地方分権的な行政制度は、 基本的には今後も長期に維持されると考えられる。 なぜなら地方の主体性や人民の民主的権利の促進と いう課題は今後も続き、地方議会の廃止は考えられ ないからである。ただし体制崩壊の危機に直面した 場合はその限りでない。

党指導部は現在の制度を維持しつつも、2025年3月に行われる憲法改正で中央による地方への統制強化を狙っている。改正内容は現在審議中であるが、基本方針はすでに2023年9月に党中央執行委員会5号決議として公布された(PPPLKBSP 2023)。それによると党は中央と地方の党・国家幹部の人数

を増やし、彼/彼女らを国会や地方議会に立候補させるとしている。そして県や郡で党書記が行政首長を兼任している現行制度を改め、1991年以前の行政委員会制度に戻すとともに、委員長には党書記以外の党幹部を充て、党書記は議会議長を兼任させる予定である¹⁴。さらに地方党書記、行政首長、セクター組織の長には当該地域以外の人材を就ける方針も検討されている。これは地方議会の権威や役割を高め地方の主体性をより向上させる一方で、過去の経験から行き過ぎた地方主義対策のため議会への党管理を強化し、他地域の人材を活用することで地方権力の分散を図る狙いだと考えられる。つまり中央集権と地方分権の度合いを再び調整しようとしているのである。その意味で党の課題は現在でも変わっていない。

また党はかつて郡と村の間にあった行政級タセーンの復活も計画している。タセーン廃止後は郡が村を管理する役割を担ったが、一部の村は物理的に郡行政庁から遠く、インフラの未整備も重なって管理が非常に難しい。行政サービスも満足に提供できていない。現在はタセーンの復活が基本路線となっているが、党には行政級を増やしたくないという事情がある。そこで党はタセーンを設置する代わりに、村を正式な行政級から外しコミュニティーと位置付けようとしている。

ラオスの事例は一党独裁体制であっても、簡単に 中央集権体制を構築できるわけではなく、中央・地 方間関係構築の難しさを物語っている。国家を運営 する上で中央がいかに地方を管理し、協調しながら 統治を行うかという課題は民主主義体制においても 変わらない。しかしラオスの場合は一党独裁体制で あるため、中央集権や管理という原則に縛られる。 人民革命党は独裁体制を続ける限り、今後も試行錯 誤を重ね中央・地方間関係の調整を続けていくこと になる。

参考文献

<日本語文献>

石井米雄(1999)「歴史|石井米雄・高谷好一・前

¹³ 現在の首都ビエンチャン党書記と知事は別々の人物が務めているが、両者ともに党中央執行委員である。

¹⁴ 現在のところ郡人民議会設立に関する議論はない。

- 田成文・土屋健治・池端雪浦監修『東南アジアを 知る事典[新訂増補]』平凡社、pp.405-408
- 稲子恒夫(1964)『ソビエト国家組織の歴史』日本 評論社
- 瀬戸裕之(2005)「ラオスの政治制度改革における 部門別管理体制に関する一考察 – ヴィエンチャン 県財務部の人事管理を事例に – 」天川直子・山 田紀彦編『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』 アジア経済研究所、pp.71-114
- 高田和夫(1991)「ロシア・ソヴィエト史における 議会」高田和夫編『ペレストロイカーソ連・東欧 圏の歴史と現在-』九州大学出版会、pp.3-23
- 古田元夫(1991)『ベトナム人共産主義者の民族政策史-革命の中のエスニシティー』大月書店
- 山田紀彦(2002)「ラオス人民革命党第7回大会 残された課題 」石田暁恵編『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオス 新たな課題への挑戦 』アジア経済研究所、pp.121-141
- 山田紀彦(2003)「ラオス内戦下の国民統合過程-パテート・ラーオの民族政策と『国民』概念の変遷-」武内進一編『国家・暴力・政治-アジア・アフリカの紛争をめぐって-』アジア経済研究所、pp.147-181
- 山田紀彦(2011)「ラオス人民革命党支配の確立 地方管理体制の構築過程から 」山田紀彦編『ラオスにおける国民国家建設 理想と現実 』アジア経済研究所、pp.49-90
- 山田紀彦(2012)「今後の政治改革路線と新指導部」 『ラオス人民革命党第9回大会と今後の発展戦略』 アジア経済研究所、pp.27-46
- 山田紀彦(2013)「ラオス人民革命党の体制持続メカニズム 国会と選挙を通じた国民の包摂過程-」『アジア経済』54巻4号、pp.47-84
- 山田紀彦(2015)「ラオスにおける国民の支持調達 過程-国会を通じた不満吸収と国民への応答メカニズム-」山田紀彦編『独裁体制における議会と 正当性-中国,ラオス,ベトナム,カンボジア-』 アジア経済研究所、pp.69-107
- 山田紀彦(2017)「党と国家の新指導部-世代交代への過渡期-」山田紀彦編『ラオス人民革命党第10回大会と「ビジョン2030」』アジア経済研究所、pp.43-72

- 山田紀彦(2021)「新たな国家建設方針と世代交代を果たした新指導部」山田紀彦編『ラオス人民革命党第11回大会 転換期を迎える国家建設 』アジア経済研究所、pp.23-51
- 山田紀彦(2023)「村長選挙は茶番か?巧みな演出か? - ラオス人民革命党によるジレンマ解消と支配の 正当化-」『アジア経済』64巻3号、pp.2-30
- 山田紀彦(2024a)「体制のコントロールと多様な選挙機能-ラオスにおける県人民議会選挙-」『権威主義体制にとって選挙とは何か-独裁者のジレンマと試行錯誤-』ミネルヴァ書房、pp.57-86
- 山田紀彦 (2024b) 「1990-1999 年のラオス 新たな時代の幕開け 」アジア経済研究所編『アジア動向年報 1999-1999 ラオス編』アジア経済研究所、pp.1-6

<英語文献>

- Baird, Ian G., "Party, State and the Control of Information in the Lao People's Democratic Republic: Secrecy, Falsification and Denial," *Journal of Contemporary Asia*, 48 (5), 2018, pp.739-760.
- Funch, Bernard, "Laos: Decentralization and Economic Control," in Börje Ljunggren ed. *The Challenge of Reform in Indochina*, Cambridge, Mass.: Harvard Institute for International Development, Harvard University Press, 1993, pp. 123-148.
- Keuleers, Patrick and Langsy Sibounheuang, "Central-Local Relations in the Lao People's Democratic Republic: Historic Overview, Current Situation and Trends," Mart Turner, ed., Central-Local Relations in Asia-Pacific: Convergence or Divergence?, New York: Palgrave, 1999, pp.196-235.
- Stuart-Fox, Martin, *Laos: Politics, Economics and Society*, London: Frances Pinter, 1986.
- Stuart-Fox, Martin, Buddhist Kingdom Marxist State: The Making of Modern Laos, Bangkok: White Lotus, 1996.
- Stuart-Fox, Martin, *A History of Laos*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997.

Wolters, O. W., History, Culture, and Religion in Southeast Asian Perspectives. Singapore: ISEAS, 1982.

<ラオス語文献>

Kaswang thalaengkhaw, khosana lae thongthiaw (KTKLT) [情報・宣伝・観光省] (1974) Khongkan sang santhiphap, ekarat, khwampenkang, pasathipatai, ekaphap lae khwamvatthanathavon khong phrarasa anachak lao [ラオス王国の平和,独立,中立,民主,統一,繁栄プロジェクト], Vientiane: Kaswang thalaengkhaw, khosana lae thongthiaw.

Kom kanmeaung sunkang phak (KKSP) [党中央政治局] (1975a) Kham sang va duai kanpappung amnat kanpokkhong lae sang amant kanpokkhong pativat khong pasason, lek thi 4 [行政権力の改善および人民革命行政権力の建設に関する命令第4号].

Kom kanmeaung sunkang phak (KKSP) [党中央政治 局] (1975b) Kham sang va duai kanpappung amnat khong pasathipatai pasason, lek thi 7 [人民民主主義行政権力の改善に関する命令第7号].

Yamada, Norihiko (2018) *Pavat kanpokkhong so po po lao tae pi 1975 hot patchuban* [1975 年から現在までのラオス人民民主共和国行政史], Kaswang phai nai [内務省].

Phak pasaxon pativat lao kom kanmeuang sunkang phak (PPPLKKMSKP) [ラオス人民革命党中央政治局](1993) Mati tok long khong kom kanmeuang sunkang phak va duai thid nam lae lakkan nai kankhumkhong tam khanaengkan, lek thi 21 [部門別に沿った管理における指導方針及び原則に関する政治局決議 21 号].

Phak pasaxon pativat lao khana bolihangan sungkan phak samai thi XI (PPPLKBSP) [第11期ラオス 人民革命党中央執行委員会](2023) Mati va duai supto nyu haeng kan phankhanhai naew thang pian paeng mai su luangleuk sang kanhanpian thi kaeng haeng, leuk seung lae hopdan nai kannampha khong pak, lek thi 5 [刷新路線の展開を引き続き促進し深め、党の領導において力強

く、深く、包括的な転換を形成することに関する 決議5号].

Samnakgan nanyok latthamonti kom kanpokkhong thong thin (SNLKKPTT) [首相府地方行政局] (2001) Sangluam ekasan [文書集].

Sathaban vithanyasat sangkhom haeng sat(SVSHS) [国家社会科学アカデミー](2010) Pavatsat phak pasaxon pativat lao (doy sang khep) [ラオス人民革命党史(概要)].

Siho Bannavong (1989) "Bang bot hian kanleuak tang phu thaen sapha pasaxon kamphaeng nakhonluang viangchan sut thi II," [第2期ビエンチャン特別市人民議会代表選挙の教訓] *Alunmai*, 1, pp.30-37.